

(新)	(旧)
<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">医療提供体制施設整備交付金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(事業計画の策定)</p> <p>3 都道府県知事は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であって、交付金の交付を受けて医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるときは、医療提供施設等の整備に関する計画（以下「事業計画」という。）及び事業の実施に要する経費に関する調書を第1号様式により作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>なお、事業計画の作成に当たっては、都道府県において策定される医療計画を念頭に置き、地域医療の状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p>(24) 医療施設等耐震整備事業 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設等耐震整備事業 ア 第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるI s値が0.3未満の建物を有する病院 ウ 看護師等養成所</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) アスベスト除去等整備事業 平成18年2月3日医政発第0203005号厚生労働省医政局長通知「アスベスト対策事業の実施について」に基づくアスベスト除去等整備事業</p> <p>(27)～(29) (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">医療提供体制施設整備交付金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(事業計画の策定)</p> <p>3 都道府県知事は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であって、交付金の交付を受けて医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるときは、医療提供施設等の整備に関する計画（以下「事業計画」という。）及び事業の実施に要する経費に関する調書を別紙1により作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>なお、事業計画の作成に当たっては、都道府県において策定される医療計画を念頭に置き、地域医療の状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p>(24) 医療施設等耐震整備事業 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設耐震整備事業 ア 第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるI s値が0.3未満の建物を有する病院 ウ 看護師等養成所</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) アスベスト除去等整備事業 平成18年2月3日医政発第0203005号厚生労働省医政局長通知「アスベスト除去等整備事業の実施について」に基づくアスベスト除去等整備事業</p> <p>(27)～(29) (略)</p>

(新)	(旧)
<p><u>(30) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業</u>  <u>平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知</u>  <u>「看護職員確保対策事業等の実施について」に基づく看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業</u></p> <p><u>(31) 地域拠点歯科診療所施設整備事業</u>  <u>平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知</u>  <u>「歯科保健医療対策事業の実施について」に基づき実施する地域拠点歯科診療所施設整備事業</u></p> <p>(交付金事業者)  5 (略)</p> <p>(1) 4の(1)から(29) <u>及び(31)</u>に掲げる交付対象事業(ただし、(24)ウの交付対象事業を除く。)  医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者  ただし、(14)の交付対象事業を実施できる者は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会(以下「公的団体」という。)並びに国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に限る。  また、(12)、(20)、(24)ア、(27)及び(29)に掲げる交付対象事業を実施できる者は、公的団体を除く者(以下「民間事業者」という。)に限る。</p> <p>(2) 4の(24)ウ <u>及び(30)</u>に掲げる交付対象事業  (ア) 医療法人(イ) 社会福祉法人(ウ) 学校法人及び準学校法人(エ) 一般社団法人及び一般財団法人(オ) 健康保険組合及び健康保険組合連合会(カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会(キ) 独立行政法人 <u>(ク) 公的団体(ケ) 国立大学法人</u>  ただし、<u>(24)ウに掲げる交付対象は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所(ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあつてはこの限りではない。)に限るものとし、事業を実施できる者は、公的団体及び国立大学法人を除く者に限る。</u></p> <p>6 (略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(交付金事業者)  5 (略)</p> <p>(1) 4の(1)から(29)に掲げる交付対象事業(ただし、(24)ウの交付対象事業を除く。)  医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者  ただし、(14)の交付対象事業を実施できる者は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会(以下「公的団体」という。)並びに国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に限る。  また、(12)、(20)、(24)ア、(27)及び(29)に掲げる交付対象事業を実施できる者は、公的団体を除く者(以下「民間事業者」という。)に限る。</p> <p>(2) 4の(24)ウに掲げる交付対象事業  (ア) 医療法人(イ) 社会福祉法人 <del>(ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)</del> (ウ) 学校法人及び準学校法人(エ) 一般社団法人及び一般財団法人(オ) 健康保険組合及び健康保険組合連合会(カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会(キ) 独立行政法人  ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所(ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあつてはこの限りではない。)に限る。</p> <p>6 (略)</p>

(新)	(旧)																
<p>(交付額の算定方法) 7 (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 別表1の第1欄のB及びCに掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、(2)の交付基礎額に別表4(ただし、4の(24)ウ及び(30)の交付対象事業を除く。)及び別表5の調整率を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。)を、別表6の評価事項及び各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、事業分類ごとに合計した額を交付額とする。(なお、予算額等諸般の事情により各都道府県からの申請の全部を受理することができない場合、申請のあった各都道府県の各事業の優先順位については、別表6の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき決定される。)</p> <p>(交付金の配分方法) 8 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交付金事業者に配分する交付金の事業分類ごとの合計額は、別表1の第1欄のA及びBに掲げる事業分類については、配分する交付対象事業における交付基礎額の合計額の3分の1、Cに掲げる事業分類については、該当する交付対象事業における交付基礎額の合計額の2分の1を超えない額となるよう調整する。 ただし、事業分類Aにおける事業区分(11)、(15)、(16)及び(31)、事業分類Bにおける事業区分(23)及び(24)について配分する交付金の合計額は、交付基礎額の合計額の2分の1を超えない額となるよう調整する。</p> <p>別表1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">1 事業分類</th> <th style="text-align: center;">2 事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 医療計画等の推進に関する事業</td> <td>(略) (31) 地域拠点歯科診療所施設整備事業</td> </tr> <tr> <td>B 施設環境等の改善に関する事業</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>C 医療従事者の養育力の充実に係る事業</td> <td>(略) (30) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業</td> </tr> </tbody> </table>	1 事業分類	2 事業区分	A 医療計画等の推進に関する事業	(略) (31) 地域拠点歯科診療所施設整備事業	B 施設環境等の改善に関する事業	(略)	C 医療従事者の養育力の充実に係る事業	(略) (30) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	<p>(交付額の算定方法) 7 (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 別表1の第1欄のB及びCに掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、(2)の交付基礎額に別表4(ただし、4の(24)ウの交付対象事業を除く。)及び別表5の調整率を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。)を、別表6の評価事項及び各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、事業分類ごとに合計した額を交付額とする。(なお、予算額等諸般の事情により各都道府県からの申請の全部を受理することができない場合、申請のあった各都道府県の各事業の優先順位については、別表6の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき決定される。)</p> <p>(交付金の配分方法) 8 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交付金事業者に配分する交付金の事業分類ごとの合計額は、別表1の第1欄のA及びBに掲げる事業分類については、配分する交付対象事業における交付基礎額の合計額の3分の1、Cに掲げる事業分類については、該当する交付対象事業における交付基礎額の合計額の2分の1を超えない額となるよう調整する。 ただし、事業分類Aにおける事業区分(11)、(15)及び(16)、事業分類Bにおける事業区分(23)及び(24)について配分する交付金の合計額は、交付基礎額の合計額の2分の1を超えない額となるよう調整する。</p> <p>別表1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">1 事業分類</th> <th style="text-align: center;">2 事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 医療計画等の推進に関する事業</td> <td>(略) (新設)</td> </tr> <tr> <td>B 施設環境等の改善に関する事業</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>C 医療従事者の養育力の充実に係る事業</td> <td>(略) (新設)</td> </tr> </tbody> </table>	1 事業分類	2 事業区分	A 医療計画等の推進に関する事業	(略) (新設)	B 施設環境等の改善に関する事業	(略)	C 医療従事者の養育力の充実に係る事業	(略) (新設)
1 事業分類	2 事業区分																
A 医療計画等の推進に関する事業	(略) (31) 地域拠点歯科診療所施設整備事業																
B 施設環境等の改善に関する事業	(略)																
C 医療従事者の養育力の充実に係る事業	(略) (30) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業																
1 事業分類	2 事業区分																
A 医療計画等の推進に関する事業	(略) (新設)																
B 施設環境等の改善に関する事業	(略)																
C 医療従事者の養育力の充実に係る事業	(略) (新設)																

## (新)

別表2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1)～(2) (略)	(略)	(略)
(3) 救急ヘリポート 施設整備事業	ヘリポート1か所あたり 45,572千円	(略)
(4) ヘリポート周辺 施設施設整備事業	格納庫1か所あたり 159,599千円	(略)
	給油施設1か所あたり 100,511千円	(略)
	融雪施設1か所あたり 100,511千円	(略)
(5) 救命救急セン ター施設整備事業	(略)	(略)
	ヘリポート1か所あたり 72,614千円	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×40,300円	(略)
(6)～(12) (略)	(略)	(略)
(13) 医療施設近代 化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1) (略) (2) 改修により療養病床を整備する病院 1床当たり3,624千円× 整備後の療養病床の病床数 ただし、(1)、(2)の病院の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は1病院150床(公的団体及び持分のない法人は300床)を限度とする。	(略)

## (旧)

別表2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1)～(2) (略)	(略)	(略)
(3) 救急ヘリポート 施設整備事業	ヘリポート1か所あたり 44,116千円	(略)
(4) ヘリポート周辺 施設施設整備事業	格納庫1か所あたり 154,500千円	(略)
	給油施設1か所あたり 97,300千円	(略)
	融雪施設1か所あたり 97,300千円	(略)
(5) 救命救急セン ター施設整備事業	(略)	(略)
	ヘリポート1か所あたり 70,294千円	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×39,000円	(略)
(6)～(12) (略)	(略)	(略)
(13) 医療施設近代 化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1) (略) (2) 改修により療養病床を整備する病院 1床当たり3,508千円× 整備後の療養病床の病床数 ただし、(1)、(2)の病院の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は1病院150床(公的団体及び持分のない法人は300床)を限度とする。	(略)

## (新)

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
	(3) (略)	(略)
	(4) 診療所 ア (略)	(略)
	イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり3,624千円 ×整備後の療養病床の病床数	(略)
	(5) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。  ア～イ (略) ウ 浴室 浴室1か所当たり 10,594千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、21,190千円とする。	(略)
	(6) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合	(略)

## (旧)

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
	(3) (略)	(略)
	(4) 診療所 ア (略)	(略)
	イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり3,508千円 ×整備後の療養病床の病床数	(略)
	(5) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。  ア～イ (略) ウ 浴室 浴室1か所当たり 10,256千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、20,513千円とする。	(略)
	(6) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合	(略)

(新)

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
	ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健 施設の入所定員数(削減 した病院又は有床診療所 の病床数を上限とする。) ×1床当たり単価  (1床当たり単価) 新築 3,743千円 改築 4,490千円 改修 1,871千円  イ (略)	(略)
(14) (略)	(略)	(略)
(15) 基幹災害拠点 病院施設整備事 業	(1) 補強が必要と認められ るもの 基準面積 2,300㎡×40,300円 (2) 耐震構造指標である Is値が0.4未満の建物を有 する病院 基準面積 2,300㎡×191,400円	(略)
	備蓄倉庫1か所当たり 149,176千円	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	研修部門1か所当たり 114,752千円	(略)
	ヘリポート1か所当たり 134,532千円	(略)

(旧)

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
	ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健 施設の入所定員数(削減 した病院又は有床診療所 の病床数を上限とする。) ×1床当たり単価  (1床当たり単価) 新築 3,623千円 改築 4,347千円 改修 1,811千円  イ (略)	(略)
(14) (略)	(略)	(略)
(15) 基幹災害拠点 病院施設整備事 業	(1) 補強が必要と認められ るもの 基準面積 2,300㎡×39,000円 (2) 耐震構造指標である Is値が0.4未満の建物を有 する病院 基準面積 2,300㎡×185,300円	(略)
	備蓄倉庫1か所当たり 144,410千円	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	研修部門1か所当たり 111,086千円	(略)
	ヘリポート1か所当たり 130,234千円	(略)

## (新)

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(16) 地域災害拠点 病院施設整備事 業	(1) 補強が必要と認められ るもの 基準面積 2,300㎡× <u>40,300</u> 円 (2) 耐震構造指標である Is値が0.4未満の建物を有 する病院 基準面積 2,300㎡× <u>191,400</u> 円	(略)
	備蓄倉庫1か所当たり <u>42,075</u> 千円	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	ヘリポート1か所当たり <u>72,614</u> 千円	(略)
(17) (略)	(略)	(略)
(18) 特殊病室施設 整備事業	1室当たり <u>62,441</u> 千円	(略)
(19) (略)	(略)	(略)
(20)～(21) (略)	(略)	(略)
(22) 特定地域病院 施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3に定める単価を乗じた額と する。(2の場合を除く。) 基準面積 (1) (略)	(略)

## (旧)

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(16) 地域災害拠点 病院施設整備事 業	(1) 補強が必要と認められ るもの 基準面積 2,300㎡× <u>39,000</u> 円 (2) 耐震構造指標である Is値が0.4未満の建物を有 する病院 基準面積 2,300㎡× <u>185,300</u> 円	(略)
	備蓄倉庫1か所当たり <u>40,731</u> 千円	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	ヘリポート1か所当たり <u>70,294</u> 千円	(略)
(17) (略)	(略)	(略)
(18) 特殊病室施設 整備事業	1室当たり <u>60,446</u> 千円	(略)
(19) (略)	(略)	(略)
(20)～(21) (略)	(略)	(略)
(22) 特定地域病院 施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3に定める単価を乗じた額と する。(2の場合を除く。) 基準面積 (1) (略)	(略)

(新)			(旧)		
別表 2			別表 2		
1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
	(2) 補強の場合 ア 病棟 既存病床数×30%× $13.88\text{m}^2 \times 40,300\text{円}$ (ただし、一部補強の 場合は上記による面 積から補強を要しな い病床数× $13.88\text{m}^2$ を差引いた面積を限 度とする。) イ 診療棟 当該補強部分に係る 既存診療棟面積で厚 生労働大臣が認める 面積× $40,300\text{円}$			(2) 補強の場合 ア 病棟 既存病床数×30%× $13.88\text{m}^2 \times 39,000\text{円}$ (ただし、一部補強の 場合は上記による面 積から補強を要しな い病床数× $13.88\text{m}^2$ を差引いた面積を限 度とする。) イ 診療棟 当該補強部分に係る 既存診療棟面積で厚 生労働大臣が認める 面積× $39,000\text{円}$	
(23) 地震防災対策 医療施設耐震整 備事業	補強が必要と認められるも の 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 40,300\text{円}$	(略)	(23) 地震防災対策 医療施設耐震整 備事業	補強が必要と認められるも の 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 39,000\text{円}$	(略)
	補強又は防護壁の設置等が 必要と認められるもの1か所 当たり $31,784$ 千円	(略)		補強又は防護壁の設置等が 必要と認められるもの1か所 当たり $30,769$ 千円	(略)
(24) 医療施設等耐震 整備事業	病院の場合 (1) 補強が必要と認められ るもの 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 40,300\text{円}$ (2) ア 耐震構造指標である Is値が0.4未満の建物を有 する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標である Is値が0.3未満の建物を有 する病院(第二次救急医療 施設等は除く) 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 191,400\text{円}$	(略)	(24) 医療施設等耐震 整備事業	病院の場合 (1) 補強が必要と認められ るもの 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 39,000\text{円}$ (2) ア 耐震構造指標である Is値が0.4未満の建物を有 する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標である Is値が0.3未満の建物を有 する病院(第二次救急医療 施設等は除く) 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 185,300\text{円}$	(略)



## (新)

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
	看護師等養成所の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡× <u>30,800</u> 円 (2) 耐震構造指標であるIs 値が0.3未満のもの 基準面積 2,300㎡× <u>146,200</u> 円	
(25) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業	救命救急センター <u>867,261</u> 千円	(略)
	病院群輪番制病院及び共同 利用型病院 <u>90,436</u> 千円	(略)
	在宅当番医制診療所 <u>14,816</u> 千円	(略)
	在宅当番医制歯科診療所 <u>14,816</u> 千円	(略)
	休日夜間急患センター <u>14,816</u> 千円	(略)
	休日等歯科診療所 <u>14,816</u> 千円	(略)
	時間外診療実施診療所 <u>14,816</u> 千円	(略)
	基幹災害拠点病院 <u>763,708</u> 千円	(略)
	地域災害拠点病院 <u>504,557</u> 千円	(略)
	周産期母子医療センター <u>93,931</u> 千円	(略)
	小児救急医療拠点病院 <u>31,748</u> 千円	(略)

## (旧)

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
	看護師等養成所の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡× <u>29,800</u> 円 (2) 耐震構造指標であるIs 値が0.3未満のもの 基準面積 2,300㎡× <u>141,500</u> 円	
(25) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業	救命救急センター <u>839,556</u> 千円	(略)
	病院群輪番制病院及び共同 利用型病院 <u>87,547</u> 千円	(略)
	在宅当番医制診療所 <u>14,343</u> 千円	(略)
	在宅当番医制歯科診療所 <u>14,343</u> 千円	(略)
	休日夜間急患センター <u>14,343</u> 千円	(略)
	休日等歯科診療所 <u>14,343</u> 千円	(略)
	時間外診療実施診療所 <u>14,343</u> 千円	(略)
	基幹災害拠点病院 <u>739,311</u> 千円	(略)
	地域災害拠点病院 <u>488,439</u> 千円	(略)
	周産期母子医療センター <u>90,930</u> 千円	(略)
	小児救急医療拠点病院 <u>30,734</u> 千円	(略)

## (新)

別表2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
	在宅医療実施病院 90,436千円	(略)
	在宅医療実施診療所 14,816千円	(略)
	在宅医療実施歯科診療所 14,816千円	(略)
	精神科病院 90,436千円	(略)
	精神科救急医療センター 867,261千円	(略)
(26) アスベスト除去等整備事業	1㎡当たり42,500円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	(略)
(27)～(29) (略)	(略)	(略)
(30) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 80㎡	看護師の特定行為研修の実施に必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(31) 地域拠点歯科診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 150㎡	地域拠点歯科診療所として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 診察室、技工室、エックス線室、事務室、待合室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等

(注) (略)

## (旧)

別表2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
	在宅医療実施病院 87,547千円	(略)
	在宅医療実施診療所 14,343千円	(略)
	在宅医療実施歯科診療所 14,343千円	(略)
	精神科病院 87,547千円	(略)
	精神科救急医療センター 839,556千円	(略)
(26) アスベスト除去等整備事業	1㎡当たり41,097円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	(略)
(27)～(29) (略)	(略)	(略)
(新設)		
(新設)		

(注) (略)

(新)

別表3 1平方メートル当たり単価表

事業区分	種目等	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター 施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>163,400</u>
		ブロック	<u>142,000</u>
(7) 小児初期救急センター 施設整備事業 <u>(30)看護師の特定行為に 係る指定研修機関等施設 整備事業</u> <u>(31)地域拠点歯科診療所 施設整備事業</u>		木造	<u>163,400</u>
(2) 病院群輪番制病院及び 共同利用型病院施設整備 事業 (5) 救命救急センター施設 整備事業 (6) 小児救急医療拠点病院 施設整備事業 (8) 小児集中治療室施設整 備事業 (27)医療機器管理室施設整 備事業 (29)内視鏡訓練施設施設整 備事業		鉄筋コンクリート	<u>231,700</u>
(9) 小児医療施設施設整備 事業	病棟	鉄筋コンクリート	<u>207,500</u>
		ブロック	<u>180,900</u>
(11) 地域療育支援施設施設 整備事業 (12) 共同利用施設施設整備 事業	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>231,700</u>
		ブロック	<u>202,500</u>
(22) 特定地域病院施設整備 事業			

(旧)

別表3 1平方メートル当たり単価表

事業区分	種目等	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター 施設整備事業 (7) 小児初期救急センター 施設整備事業 <u>(新設)</u>		鉄筋コンクリート	<u>158,200</u>
		ブロック	<u>137,500</u>
<u>(新設)</u>		木造	<u>158,200</u>
(2) 病院群輪番制病院及び 共同利用型病院施設整備 事業 (5) 救命救急センター施設 整備事業 (6) 小児救急医療拠点病院 施設整備事業 (8) 小児集中治療室施設整 備事業 (27)医療機器管理室施設整 備事業 (29)内視鏡訓練施設施設整 備事業		鉄筋コンクリート	<u>224,300</u>
(9) 小児医療施設施設整備 事業	病棟	鉄筋コンクリート	<u>200,900</u>
		ブロック	<u>175,100</u>
(11) 地域療育支援施設施設 整備事業 (12) 共同利用施設施設整備 事業 <u>(14)不足病床地区病院施設 整備事業</u>	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>224,300</u>
		ブロック	<u>196,000</u>
(22) 特定地域病院施設整備 事業			

## (新)

別表3 1平方メートル当たり単価表

事業区分	種目等	構造別	単価
(10) 周産期医療施設施設整備事業 <u>(14) 不足病床地区病院施設整備事業</u>		鉄筋コンクリート	<u>207,500</u>
		ブロック	<u>180,900</u>
(13) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	<u>207,500</u>
		ブロック	<u>180,900</u>
	診療所 (一般地区)	鉄筋コンクリート	<u>155,500</u>
		ブロック	<u>135,200</u>
		木造	<u>155,500</u>
	診療所 (離島、豪雪地区)	鉄筋コンクリート	<u>166,600</u>
ブロック		<u>145,200</u>	
木造		<u>166,600</u>	
(21) 病児・病後児保育施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>207,500</u>
		ブロック	<u>180,900</u>
		木造	<u>207,500</u>
(17) 腎移植施設施設整備事業 (19) 肝移植施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>492,100</u>
(20) 治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	<u>231,700</u>
		ブロック	<u>202,500</u>
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	<u>191,100</u>
		ブロック	<u>166,800</u>

(注) (略)

## (旧)

別表3 1平方メートル当たり単価表

事業区分	種目等	構造別	単価
(10) 周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>200,900</u>
		ブロック	<u>175,100</u>
(13) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	<u>200,900</u>
		ブロック	<u>175,100</u>
	診療所 (一般地区)	鉄筋コンクリート	<u>150,500</u>
		ブロック	<u>130,900</u>
		木造	<u>150,500</u>
	診療所 (離島、豪雪地区)	鉄筋コンクリート	<u>161,300</u>
ブロック		<u>140,600</u>	
木造		<u>161,300</u>	
(21) 病児・病後児保育施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>200,900</u>
		ブロック	<u>175,100</u>
		木造	<u>200,900</u>
(17) 腎移植施設施設整備事業 (19) 肝移植施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>476,400</u>
(20) 治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	<u>224,300</u>
		ブロック	<u>196,000</u>
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	<u>185,000</u>
		ブロック	<u>161,500</u>

(注) (略)

(新)

表4 (略)

別表5 事業区分による調整

事業区分	調整率
4の(1)から(10)、(12)から(23)及び(25)から(28)に掲げる事業(ただし、4の(15)、(16)及び(23)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。)	0.33
4の(11)、(15)、(16)、(23)、(24)及び(29)から(31)に掲げる事業(ただし、4の(15)、(16)及び(23)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限る。)	0.50

表6～8 (略)

(交付の条件)

9 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第8号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(6) (略)

ア～コ (略)

(旧)

表4 (略)

別表5 事業区分による調整

事業区分	調整率
4の(1)から(10)、(12)から(23)及び(25)から(28)に掲げる事業(ただし、4の(15)、(16)及び(23)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。)	0.33
4の(11)、(15)、(16)、(23)、(24)及び(29)に掲げる事業(ただし、4の(15)、(16)及び(23)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限る。)	0.50

表6～8 (略)

(交付の条件)

9 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙8による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(6) (略)

ア～コ (略)

(新)	(旧)
<p>サ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、<b>第7号様式</b>により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。</p> <p>シ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>ア (5) 及び (6) のア、イ、ウ及びエ この場合において、(5) 中「交付金」とあるのは「補助金」と、「<b>第8号様式</b>」とあるのは「<b>第8号様式</b>に準じた様式」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 市町村は、都道府県が交付する補助金を財源の全部又は一部とした補助金（以下9において「間接補助金」という。）を交付する場合には、間接補助金を交付された者（以下9において「間接補助事業者」という。）に対し、その対象事業（以下9において「間接補助事業」という。）を行うにあたり(6) のアからシまでに掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>この場合において、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「<b>第7号様式</b>」とあるのは「<b>第7号様式</b>に準じた様式」と読み替えるものとする。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、<b>第6号様式</b>により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>	<p>サ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、<b>別紙7</b>により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。</p> <p>シ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>ア (5) 及び (6) のア、イ、ウ及びエ この場合において、(5) 中「交付金」とあるのは「補助金」と、「<b>別紙8</b>」とあるのは「<b>別紙8</b>に準じた様式」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 市町村は、都道府県が交付する補助金を財源の全部又は一部とした補助金（以下9において「間接補助金」という。）を交付する場合には、間接補助金を交付された者（以下9において「間接補助事業者」という。）に対し、その対象事業（以下9において「間接補助事業」という。）を行うにあたり(6) のアからシまでに掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>この場合において、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「<b>別紙7</b>」とあるのは「<b>別紙7</b>に準じた様式」と読み替えるものとする。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、<b>別紙6</b>により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>

(新)	(旧)
<p>(申請手続)</p> <p>10 この交付金の交付の申請は、都道府県知事が第2号様式による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(遂行状況報告)</p> <p>14 都道府県知事は、事業の遂行状況について、厚生労働大臣から要求があったときは、速やかに第3号様式による状況報告書に添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>15 都道府県知事は、第4号様式による報告書に添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(9の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>16～17 (略)</p>	<p>(申請手続)</p> <p>10 この交付金の交付の申請は、都道府県知事が別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(遂行状況報告)</p> <p>14 都道府県知事は、別紙3による毎年度1-2月末日現在の状況報告書に添えて、翌月1-5日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>15 都道府県知事は、別紙4による報告書に添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(9の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>なお、事業が翌年度にわたるときは、別紙5による年度終了実績報告書を、この交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>16～17 (略)</p>

(新)

別表 1

1 事業分類	2 事業区分
A 医療計画等の推進に関する事業	(略) <u>(31) 地域拠点歯科診療所施設整備事業</u>
B 施設環境等の改善に関する事業	(略)
C 医療従事者の養成力の充実に係る事業	(略) <u>(30) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業</u>

(旧)

別表 1

1 事業分類	2 事業区分
A 医療計画等の推進に関する事業	(略) <u>(新設)</u>
B 施設環境等の改善に関する事業	(略)
C 医療従事者の養成力の充実に係る事業	(略) <u>(新設)</u>